

2016年10月30日(日)

説教:「天国に市民権持つ者」

聖書:ヨハネによる福音書17章13～17節

ここは主の受難を前にしたもう一つの主の祈りと言われる。実際弟子たちを前にして祈ってはいませんが。緊張感漂うその場面の祈りとしては整然としているし、口調もいかにもヨハネらしいからです。目の前の弟子たちはその時放置されているのです。弟子たちの反応も明らかではありません。最後の晩餐の席からオリブ山へと歩みを 進める途上でしたからイエスご自身は思いの丈を注いで祈っていたことは間違いありません。

ヨハネの伝えるイエスは、弟子たちの進路を心配しています。弟子たちが悪から守られるように、神と主に留まるように祈ります。イエスのご自身も弟子たちもこの世に属するものではない、と繰り返し語り、祈ります。パウロは「国籍は天にある」と強調します。いかにもローマ市民権を持つパウロらしい言葉です。パウロはユダヤ人としてはデアスポラの民です。ローマとしては生まれながらの市民権を持つとは言え、ローマ本国の住民ではなく、根無し草のような存在です。強烈な劣等感を持っていたのでしょう。だからこそ彼は本国はユダヤでもローマでもない、だから本国は天にあり、と言うのです。

一面で対照的なのがエレミヤの預言でしょう。捕囚はこれから70年続く。民の居留するバビロンの平安を祈り、生活の根拠を築きなさい、と語ります。捕囚の第一世代は、本国はエルサレムと思い続けていたのでしょう。その意識は600年を経てパウロに本国は天にあり、と言わせたのでしょう。そこでわれわれ現代のキリスト者 はどうでしょうか？

(名護良健名誉牧師)